

千葉県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年6月3日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

26千総業第169号  
平成26年5月28日

千葉市監査委員	宮下	公夫	様
同	宮原	清貴	様
同	黒宮	昇	様
同	石橋	毅	様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度及び平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果

第1. 土地の管理について

2. 土地の管理の監査結果

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>イ 権利関係等に問題がある土地 （ア）不法占拠地（報告書P15） 稲毛区稲丘町（164㎡）など、4件628㎡がある。これらについては、当該関連当事者と交渉しているが、住民の居住の権利をも勘案して、関連部局と協議し、訴訟手続も含め適切な処理を行い、不法占拠状況の早期解消を図りたい。</p>	<p>稲毛区稲丘町28番地1他2筆（164.34㎡）については、平成25年3月、市と占拠者の相続財産管理人との間で占拠物の撤去等に関する合意が成立し、5月に占拠物の撤去、9月に隣接地所有者と境界立ち合いを行い、境界を確定した。</p>

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：病院事業の管理

IV 監査の結果

第2. 病院事業の管理の監査結果

1. 予算管理の現状と改善について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="218 477 847 510"><b>（4）退職給与の負担と処理について（報告書P35）</b></p> <p data-bbox="199 521 863 694">病院事業の原価計算において、人件費は主要原価項目である。人件費には給料、手当等、法定福利費、退職給与金がある。しかし、病院事業会計の決算において、退職給与金が計上されていない。</p> <p data-bbox="199 705 863 1021">「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生的事实に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない」（地方公営企業法第20条第1項）とされ、支払を伴う費用については、「債務の確定した日の属する年度」に所属する（同法施行令第11条）となっている。</p> <p data-bbox="199 1032 863 1254">病院に属する千葉市の職員（病院長、医師を含む。）の退職給与金は、現在支出時に退職手当として市の一般会計の負担として計上されているが、地方公営企業である病院事業の医業費用として病院会計で計上されるべきものであるため、改善されたい。</p> <p data-bbox="199 1265 863 1435">なお、退職給与金は、支払時に一括して費用計上することなく、各年度に発生している費用を計上するという観点から、毎年度退職給与引当金として分割計上していく処理方法も検討されたい。</p>	<p data-bbox="887 521 1501 790">退職給与の負担と処理については、平成24年1月に地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）等が公布され、平成26年度から退職給付引当金の計上が義務化されたことに伴い、病院事業会計において退職給付引当金を計上することとした。</p> <p data-bbox="887 801 1501 1023">なお、平成26年4月1日時点で計上しなければならない引当金については、会計基準の改定に伴う経過措置により、平成26年度から平成30年度までの5年間で、特別損失で費用処理することとした。</p>

## 平成21年度包括外部監査

### 監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

#### 第2章 各論

##### 第5 住宅使用料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="220 432 778 465"><b>（5）延滞料の徴収について（報告書P136）</b></p> <p data-bbox="199 477 802 1198">「千葉県営住宅管理等設置条例」第18条第2項においては延滞料を徴収する旨が記載されているが、住宅使用料が私債権である前提に立てば、「市営住宅使用請書」に延滞金を徴収する旨を記載しない限り、延滞料の徴収は不可能と考えられる。また、実務上は、延滞料を徴収する際の事務体制や規定が整備されておらず、滞納債権が累積している状況では債権そのものの回収が優先され、延滞料の徴収は事実上放棄されている。しかし、現状のように期日までに住宅使用料を納付しない者にいかなるペナルティもないということであれば、期日どおりに納付している入居者との間の負担の公平を欠くことになる。住宅家賃は私債権であるという前提のもと、延滞料の徴収に関する方針や事務体制を検討する必要がある。</p>	<p data-bbox="826 477 1407 645">延滞金の徴収については、平成26年3月に住宅管理システムを新システムに移行し、延滞金計算機能を追加したことにより、平成26年度から延滞金の徴収を開始する。</p> <p data-bbox="826 656 1407 969">なお、請書については、千葉県営住宅条例第18条第2項に、「入居者は、（略）家賃を納付するときは、当該家賃に、（略）延滞金額を加算して納付しなければならない。」と規定されており、請書にて同条例の規定に従う旨を記載していることから、延滞金の徴収は可能と考える。</p>